

ナイトデポジット・ボックス使用規定

1. 当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この取引に係る契約が成立したものとします。
2. 当金庫は、ナイトデポジット・ボックス（以下「ナイトデポジット」という）を使用される方に、外扉用鍵・入金袋・入金袋正鍵（以下「ナイトデポジット用品」という）をお貸しいたします。
3. ナイトデポジットを使用できる時間は、毎日の営業終了時限から翌営業日の午前 8 時までとします。
4. ナイトデポジットは、ご本人名義の当座勘定、普通預金、納税準備預金へ入金する場合のみ使用できます。
5. ご入金の際は、当該入金伝票に氏名・金額等を記入し、現金（証券類をむ）とともに、通帳・入金帳を納め、施錠し、投入して下さい。なお、入金袋が 2 袋以上に及ぶ場合は原則として入金伝票は 1 袋ごとに作成して下さい。
6. ナイトデポジットに入金袋を投入した際発行されるレシートは必ずお持ち帰り下さい。
7. ナイトデポジットに入金袋を投入後は必ず投入口を施錠し、鍵はお持ち帰り下さい。
8. 当金庫は、毎営業日の営業開始時限までに担当役席者が立会いのもと担当者が入金袋副鍵をもって入金袋を開き、入金袋在中の現金（証券類を含む）と入金伝票記載金額を照合確認し、開袋日付をもって指定口座に入金いたします。
9. 入金袋在中の現金（証券類を含む）と入金伝票記載金額が相違する場合には、当金庫で確認した金額をもって入金いたします。
10. 入金手続きが完了した後、入金袋及び通帳・入金帳をお返しします。
11. 第 7 項による確認を行う以前に損害が生じても、当金庫の責めに帰する事由がある場合以外は、当金庫は一切責任を負いません。
12. ナイトデポジット用品の保管は厳重に行って下さい。もし、これらを喪失・破損した場合は直ちに当金庫にお届け下さい。
13. ナイトデポジット用品は他に転貸・譲渡または質入れすることはできません。
14. この約定は、貴殿（貴社）または当金庫の都合により、いつでも解約でき、また 3 ヶ月以上使用がない場合でも上記に準じ解約できるものとします。
解約の際は、ナイトデポジット用品は直ちに当金庫に返却して下さい。
15. このナイトデポジットを取扱いするにあたっては、当金庫基本所定手数料を、毎月、当金庫指定の日にお支払いいただきます。また、入金袋を喪失・破損し、再交付を受けた場合も当金庫所定の再交付手数料をお支払いいただきます。
16. この規定に違背して事故が生じても当金庫は一切責任を負いません。

17. この規定の変更等については、以下のとおり取扱います。

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他適切な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の適切な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
令和2年4月1日